

令和8年度 青少年の被害・非行防止強調月間



山梨県青少年総合対策本部

最重点課題

◎インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

重点課題

○有害環境への適切な対応

○薬物乱用対策の推進

○不良行為及び初発型非行等の防止

○重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

○再非行（犯罪）の防止

〈 目 次 〉

「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」冊子作成にあたって	2
山梨県青少年健全育成成功労者表彰受賞者	3
青少年育成山梨県民会議 青少年・青少年育成功労者等表彰受賞者	4
山梨県青少年の被害・非行防止強調月間実施要綱	6
山梨県青少年の被害・非行防止強調月間（7月）事業予定一覧	11
県内青少年相談機関一覧表	12
令和7年度 少年の主張 山梨県大会 最優秀賞 原稿	15

「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」冊子作成にあたって

山梨の未来を担う青少年が夢と希望に満ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

少子高齢化や情報化などが急速に進み、青少年を取り巻く社会環境が、大きく変化している。インターネットやSNS等の普及に伴ういじめや性犯罪の被害の深刻さは、大きな課題となっている。また、その反対に、気づかぬうちに加害者になっていたり、または非行を犯したりしてしまう危険性が、至るところに潜む社会環境にある。

このような状況を踏まえ、大人は、一人ひとりの青少年を健やかに育むために、青少年の被害・非行防止を社会全体の責務としてとらえ、家庭・学校・地域、関係機関及び関係団体等が相互に連携し、一体となった取組を全力で進めることが重要である。

県では、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に呼応し、青少年の被害・非行防止について、県民の理解を深め、行政はもとより関係機関・団体、地域住民等が相互に連携・協力し、有害環境への適切な対応を図るなど各種の事業を集中的に実施する。本月間に対しての周知を図り、被害・非行に対する県民意識を高めるため、本冊子を作成した。

*この冊子には、令和7年度「少年の主張 山梨県大会」最優秀賞を受賞した中学生（受賞当時年齢）の発表原稿を掲載しております。少年の意見が多くの方々にお届けできたら幸いです。

令和8年度「山梨県青少年健全育成功労者表彰」受賞者

やまだ ひろゆき
○山田 弘之 (甲府市)

活動歴 18年6か月

R3 青少年育成山梨県民会議 会長表彰

山梨県子どもクラブ指導者連絡協議会でH20年4月から各部会長、副会長を歴任、令和2年4月から現在に至るまで会長に就任し、18年余に渡り県内の子どもクラブ指導者連絡協議会との連携を図り、青少年の健全育成に大きく貢献している。

甲府市子どもクラブ指導者連絡協議会ではH30年4月から現在までの8年余に渡り、地区の青少年育成活動の先導的な役割を担っている。

山梨県青少年団体連絡協議会においては、令和3年4月から副会長として加盟団体と協力、連携を図り青少年の健全育成に貢献。

以上のことから、青少年の育成活動に尽力する姿は他の指導者の模範となっており、青少年の健全育成への功績は多大である。

令和8年度「青少年育成山梨県民会議
青少年・青少年育成功労者等表彰」受賞者

【善行表彰】(青少年)

氏名	所属団体	推薦者	表彰対象の概要
かわぐち ほのか 川口 穂乃果	甲府市青少年 ジュニアリー ダー会	青少年育成 甲府市民会議 会長	<p>令和6年度は、高校2年生でジュニアリーダー会長として、素晴らしいリーダーシップを発揮して会の活動を盛り上げた。</p> <p>令和7年度もジュニアリーダー会長として各種活動に積極的に参加した。</p> <p>令和7年、8年に本会より「優秀ジュニアリーダー」として表彰されている。</p> <p>この2年間の活動の中で、地区推薦表彰を2度受賞しており、今後も地域リーダーとしての活躍が期待される。</p>

【育成指導表彰】（指導者）

氏名	所属団体	推薦者	表彰対象の概要
<p>くさかべ こうじ 日下部 康治</p>	<p>ボーイスカウ ト山梨連盟</p>	<p>ボーイスカウ ト山梨連盟 コミッショナ ー</p>	<p>多年にわたりボーイスカウト指導者として第一線で活躍し、キャンプ等の野外活動や地域奉仕活動を通じて青少年の健全育成に尽力した。スカウト教育の理念に基づき、自立心と協調性、高い社会性を備えた時代を担う若者を数多く輩出。さらに、安全な団運営の体制構築や後進の指導者育成にも情熱を注ぎ、地域における青少年育成運動の持続的な発展に大きく貢献した。</p>

令和8年度「山梨県青少年の非行・被害防止強調月間」実施要綱

1 趣 旨

山梨の未来を担う青少年が夢と希望を持ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

急速に進行する少子高齢化をはじめ、社会・経済状況、家庭環境の変化や情報通信技術の発展等により、青少年を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした変化を背景として、さまざまな被害・非行が顕在化している実情がある。

具体的には、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者から児童が受ける性被害等の増加、事情や問題を抱えた青少年が自分の居場所を求め、SNS等を通じて知り合った者と集まる中で巻き込まれる犯罪被害の増加、青少年のインターネット利用時間増加に関連した情報の不適切な受発信による犯罪やトラブルの増加等がある。また、青少年による薬物乱用や児童ポルノ事犯等の検挙人員は高水準で推移していることに加え、SNS等で「闇バイト」に応募するなどして組織的な電話詐欺や強盗等に加担した事件も引き続き発生しており、青少年をめぐる問題は、被害及び非行の両面において深刻化している。

そこで、青少年の被害・非行防止を社会全体の責務と捉え、家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携し、一人ひとりの青少年を健やかに育むため、社会全体が一体となった取り組みを進めることが重要である。

県では、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に呼応し、青少年の被害・非行防止について、県民の理解を深め、行政はもとより家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

2 期 間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）までの1か月間

3 主 唱

山梨県青少年総合対策本部

4 参 加

各市町村青少年総合対策本部

（公財）山梨県青少年協会（青少年育成山梨県民会議）

5 最重点課題

インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、SNS等で知り合った人にだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害等、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童の数は、高い水準で推移している。また、夏季休業中は、青少年がSNS等を利用する時間が増え、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増えることが懸念される。

このような事情に鑑み、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、児童買春や児童ポルノ製造を始めとするこどもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）の3つの柱である、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルール作り」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年のインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、SNSやウェブサイトに掲載した写真や動画が、性的ディープフェイクを含むわいせつ目的などの望まれない形で悪用されてしまうケースもあることから、これらの投稿等掲載については注意・工夫するよう、青少年や保護者等に啓発を行う。

6 重点課題

(1) 重点課題1 有害環境への適切な対応

児童が性被害・性的搾取を受けることがないように、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護

者をはじめとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、成年年齢は18歳に引き下げられたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されていることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

(2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻の乱用が拡大しており、青少年への更なる広がり懸念されることから、青少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、指定濫用防止医薬品の販売等の新たな規制が令和8年5月1日に施行されたことも踏まえ、薬局等において幅広い関係者と連携の下、青少年への販売等について適切な対応がなされるよう周知を図る。

(3) 重点課題3 不良行為及び初発型非行等の防止

青少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭ったりすることのないよう、青少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかい・暴走行為等の不良行為を行っている青少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、電話詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担し

ている現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、青少年やその保護者に対し、オンラインカジノやその広告・宣伝行為等の違法性等について周知するとともに、盗撮事案や児童ポルノ事犯、性的ディープフェイクや不正アクセスについては、犯罪行為・人権侵害であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等についても同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

(4) 重点課題4 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動を許容せず、これらの被害に遭っている青少年や、目撃した青少年が一人で悩み、苦しむことのないよう、青少年が安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図る。あわせて、「24時間子供SOSダイヤル」、「こどもの人権110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル『189（いちはやく）』」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者をはじめとした地域の様々な大人が関わり青少年を見守る体制を構築するため、地域と学校や警察をはじめとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安があったりすれば、周囲の信頼できる大人にちゅうちょすることなく相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の周知やPTA等との連携を進める。

このほか、SNS等における誹謗中傷の書き込み等の「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、刑法（明治40年法律第45号）第230条に基づく名誉毀損罪や児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成

11 年法律第 52 号) 等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進するとともに、人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が投稿・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関間の連携の強化を図る。

(5) 重点課題5 再非行(犯罪)の防止

青少年が非行を繰り返さないようにするため、再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)、「第二次再犯防止推進計画」(令和 5 年 3 月 17 日閣議決定)等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、青少年一人ひとりが抱える問題の状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所(法務少年支援センター)等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくり等の取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

7 留意事項

(1) 強化月間の趣旨の定着化

強化月間の実施を契機として、強化月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、県民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

(2) 連絡調整の強化

強化月間の実施に当たっては、関係機関・団体、福祉施設、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止等に関連する強化月間等との連携に配慮する。

令和8年度「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」（7月）事業予定一覧

1 青少年総合対策本部が実施する主な事業

日	事業名	内容	場所	参加予定人	協力機関・団体等
7/1 ～ 7/31	チラシ等による 広報・啓発活動の 実施	○強調月間を広報するチラシの 作成・配布 ○「夏の青少年生活指導の手引 き」等チラシ作成・配布	県下一円		各市町村青少年総合対策本部 各青少年育成市町村市民会議 など
7/1 ～ 8/31	青少年を取り巻 く社会環境実態 調査	○調査票により、各市町村職員 等調査員が管内の調査対象店 舗を巡回して調査を行う。	県下一円		各市町村青少年総合対策本部 各事業所

2 強調月間中に実施される関連事業

日	事業名	内容	場所	協力機関・団体等
6/20 ～ 7/19	「ダメ。ゼッタイ。」 普及運動	○国連総会決議に基づく「6.26国際麻 薬乱用撲滅デー」を周知し、大麻・覚醒 剤・危険ドラッグ等の乱用をなくすた め、各種啓発活動を実施	県下一円 各保健所 管内	山梨県 山梨県薬物乱用対策推進本部 各地区薬物乱用防止指導員協 議会
7月中 の10 日間	生徒指導強化旬間	○職員会議等を開催し、各種点検活動の実 施 ○児童・生徒に対する指導の強化 ○家庭・地域等との連携強化	県下の小 ・中・ 高・ 特別支援 学校	山梨県教育委員会
7/1 ～ 9/30	高校生の交通事故・ 違反「0」3か月運 動	○夏休みを中心に生徒の交通事故・違反防 止の指導強化	県下の 高等学校 特別支援 学校	
年間を 通して 実施	エイズ、性感染症、 薬物乱用、性加害・ 性被害等への対策	○保健体育等の授業や特別活動（ホームル ーム活動等）を通しての指導 ○薬物乱用防止教室（喫煙・飲酒防止も含 む）の開催	県下の 小・中・ 高・特別 支援学校	山梨県 山梨県教育委員会
7/1 ～ 7/31	「青少年の被害・非 行防止強調月間」事 業	○非行・被害防止意識の高揚 ○少年を取り巻く有害な社会環境の浄化 ○少年相談活動の推進	県下一円	山梨県警察本部
6月 ～ 7月	薬物乱用防止広報 強調月間	○薬物乱用防止に向けた広報活動の強化	県下一円	山梨県警察本部
7/17	青少年社会環境健 全化推進キャンペ ーン	○地域において青少年が利用することの 多い店舗に対し、青少年健全育成に向け た自主規制の協力要請を実施	甲州市 山梨市	山梨県青少年総合対策本部 やまなし青少年社会環境健全 化推進会議
7/1 ～ 7/31	社会を明るくする 運動強調月間	○犯罪や非行の防止と更生の理解を深め、 明るい地域社会を築くため、運動の周 知、広報等の啓発活動を実施	県下一円	山梨県 “社会を明るくする運動”山 梨県推進委員会
7/1 ～ 7/31	再犯防止啓発月間	○再犯防止について関心と理解を深める ための広報啓発活動の強化	県下一円	山梨県

県内青少年相談機関一覧表

令和7年度

相談機関名	所在地・電話番号	相談方法	主たる相談内容	他の機関との関連	備考
中央児童相談所 (相談支援課)	甲府市住吉2丁目1-17 山梨県子どものこころ サポートプラザ 055-288-1561	電話 面接 文書 訪問	18歳未満児童に関する以下の相談 ・養護相談(家庭での養育困難、児童虐待等) ・保健相談(未熟児、虚弱児等) ・障害相談(身体の不自由、知的障害、言葉の遅れ等) ・非行相談(虚言、乱暴、万引き、家出、性的逸脱等) ・育成相談(しつけ、夜尿、不登校、落ち着きがない、 家庭内暴力等) ・その他の相談(里親希望に関する相談等)	関係機関との連携は、一般的には市町村、福祉事務所、学校、教育委員会、保育園等の児童福祉施設、保健所、家庭裁判所、警察等多方面にわたっている。そのため、相談内容に基づいて個別協議や要保護児童対策地域協議会などにおいて連携した対応を行う。	・相談時間(祝祭日・年末年始を除く) 月～金 8:30～17:15 ・休日、夜間の緊急時 055-288-1561
都留児童相談所 (相談課)	都留市田原3-5-24 0554-45-7838				・相談時間(祝祭日・年末年始を除く) 月～金 8:30～17:15 ・休日、夜間の緊急時 0554-45-7838
山梨県立こころの発達 総合支援センター	甲府市住吉2丁目1-17 子どものこころサポート プラザ内 055-288-1795	電話 面接 診療	・子どものこころの問題に関する相談 ・発達の偏りや遅れなどに関する相談 ※利用できる方 こころの問題に関することは0歳から18歳未満、 発達障害に関することは0歳から成人の方	総合教育センター、市町村行政、市町村教育委員会、学校、保健所、児童相談所、精神保健福祉センター、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、県立就業支援センター、医療機関等と連携	※相談及び診察は完全予約制 相談受付:月曜日～金曜日 (祝祭日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※利用の流れ 電話予約→初回面接→診療・相談・地域支援など
山梨県総合教育センター 相談支援センター (教育相談担当)	笛吹市御坂町成田1456 055-267-5887 (面接相談ダイヤル) 0120-0-78310 (やまなし子どもSOSダイヤル)	面接 電話	○学校、家庭生活に関する相談 ・不登校、いじめ、ヤングケアラー等の家庭問題、生活全般 ・対象は、児童、生徒、保護者、教員	学校、県、市町村教育委員会、児童相談所、こころの発達総合支援センターと連携	・面接相談(要予約) 月～金(休日を除く) 9:00～17:00 ・電話相談 24時間、365日相談員が対応
山梨県総合教育センター 相談支援センター (特別支援教育担当)	笛吹市御坂町成田1456 055-267-8235 (子供の発達相談ダイヤル)	電話 面接	○子どもの発達相談 ・子どもの発達に関する相談、特別支援学校への転入学、特別支援学級への入級 ・対象は幼児、児童、生徒、保護者、教員、 市町村教育委員会	市町村教育委員会、学校、こころの発達総合支援センターと連携	・面接相談(要予約) 月～金(休日を除く) 9:00～17:00 ・電話相談 月～金9:00～17:00(休日を除く)
山梨県警察本部 人身安全・少年課 少年サポートセンター (ヤングテレホンコーナー)	甲府市丸の内1-6-1 0120-31-7867	電話 面接	・少年の不安や悩みの電話相談・被害者相談 ・少年自身や保護等からの少年問題に関する悩み等について、電話・面接での相談も行っている。	各警察署及び少年警察ボランティアとの連携 関係機関・団体を紹介	・相談時間 月～金 8:30～17:00 (祝日等を除く)

相談機関名	所在地・電話番号	相談方法	主たる相談内容	他の機関との関連	備考
法務少年支援センター甲府 (甲府少年鑑別所)	甲府市大津町2075-1 055-241-7747	電話 面接 オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ・非行・犯罪の防止に関する事項 ・子どもの問題行動（非行、不良者との交友、家庭内暴力、薬物乱用、家庭・学校における不適応行動等）に対する理解と対応 ・本人とその家族、学校等の教育機関や福祉・医療・保健等の関係機関の職員が対象 ・必要に応じて、心理検査（知能検査、性格検査等）による知能、性格、問題行動等の理解や助言も行います。 ・オンラインでの援助の可否は、個別に判断します。 	児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 月～金（祝日等を除く） 9:00～17:00 ・受付時間 9:00～16:30 (12:00～13:00を除く)
山梨県少年サポートネット推進協議会 (山梨県教育庁社会教育内)	甲府市丸の内1-6-1 055-223-1357	電話 面接	<ul style="list-style-type: none"> ・非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援 ・家庭支援、学習支援、体験活動、就労支援など、多面的な支援の実施 ・個別にプログラムを策定して継続的に支援を行う 	協議会を構成する関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 月～金 8:30～17:00 (休日を除く)
山梨県立青少年センター 若者相談室	甲府市和戸町1303 055-230-2239	電話 面談 メール	人間関係・就活・婚活・パワハラ・ひきこもり・ネット依存などの相談	相談内容に応じて、他機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 水～金 (祝日と青少年センターの休館日を除く) 10:00～15:00 (最終受付 14:00)
青少年育成カウンセラー会	27市町村43名	電話 面接	青少年活動、家庭教育、非行	学校、地域の育成会、家庭と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先 青少年育成カウンセラー会
山梨県教育庁社会教育課 子育て相談総合窓口 「かるがも」	甲府市朝気1丁目2-2 055-228-4152	電話 面接	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談・助言・情報提供 ・専門機関の紹介 ・月2回臨床心理士によるカウンセリング 	専門的な分野については、心理、小児医学、保育、母子保健などの専門機関との連携を持ちながら実施	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 第2・第4月曜日と年末年始を除くすべての日 (相談受付時間) 月～金 9:00～16:30 土・日・祝は9:00～15:30 ・カウンセリング月2回（要予約）
子ども・青少年総合相談センター 「あおぞら」 (子ども未来総室 子育て支援課)	甲府市丸の内1-18-1 甲府市役所本庁舎3階 0120-74-3011 (フリーダイヤル) 055-221-3011 (直通)	電話 面接 メール	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談（学校生活、友人関係、家庭や家族・親子の悩み、就職・進学・将来のこと等） ・非行相談（盗み、虚言等） ・ヤングケアラーに関する相談（日常的に身近な方のケアを行っていて自分の時間が取れない等） 	相談内容に応じて、他機関と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談時間 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

相談機関名	所在地・電話番号	相談方法	主たる相談内容	他の機関との関連	備考
山梨県立精神保健福祉センター	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ3F 055-254-8644	電話 面接	・心の健康相談（心の病気、精神障害等に関する相談） ・思春期精神保健に関する相談（本人や家族、思春期の子どもの問題に携わる関係者からの相談に対応）	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携。	・相談時間 月～金 8:30～17:15 来所相談については要予約
	自殺防止センター （面接予約専用ダイヤル） 055-254-8651		自殺未遂者や自死遺族等で生きるのがつらいと悩む人に対する相談	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携	・相談時間 月～金 8:30～17:15 来所相談については要予約
	依存症相談窓口 055-254-8644		アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム、インターネット等への依存に関する相談	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携	・相談時間 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 来所相談については要予約
	ひきこもり 地域支援センター 055-254-7231		ひきこもりに関する相談	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携	・相談時間 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 来所相談については要予約
	ストレスダイヤル （電話相談専用） 055-254-8700	電話	日常生活における心の悩み等の電話相談	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介	・相談時間 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 木曜日のみ 16:00～19:00
	こころの健康相談 統一ダイヤル （電話相談専用） 0570-064-556	電話	生きるのがつらいと悩む人に対する電話相談	相談内容から必要に応じて関係機関を紹介	・相談時間 365日24時間 （平日12:00～13:00を除く）
山梨県PTA協議会（事務局）	甲府市丸の内3-33-7 055-228-1342	電話 面接	・小中学生、保護者・教職員対象 ・学習・進学進路進学・進路、学校・家庭生活 友人・教師関係、いじめ、不登校、 非行・反社会的行動等	山梨大学（県教委との連携） 県精神保健協会 総合教育センター 児童相談所等	・相談時間 月～金 9:00～17:00 各教育事務所・各地区教育会館でも教育相談員が対応（教育四者で設置）
（社福）山梨立正光生園 子ども家庭支援 センター・テラ	甲府市伊勢3-8-8 055-222-8012	電話 面接 訪問 メール	子育てや子どもの行動・発達等、子どもに関する悩みや不安全般	市町村、児童相談所、保健所、 学校、保育園・幼稚園、児童福祉施設等と連携	・相談時間 毎日 9:00～17:30 緊急の相談は24時間電話で対応

「じいじ私のこと覚えてる？」

山梨大学教育学部附属中学校 3年 高瀬 遥

「私のじいじは大工さん！机もテレビボードも全部じいじが作ってくれたんだ。そんなじいじが私は大好き。」

私の祖父は昨年七月誤嚥性肺炎で亡くなりました。亡くなる数年前から認知症でした。現代の日本では五人に一人が認知症になっています。ニュース等では耳にするものの、実際、祖父がなるまではどんな病気なのかほとんど知りませんでした。調べてみると、脳の病気や障害が原因で記憶力や判断力などの認知機能が低下する状態を指すそうです。

ある日、家族と祖父と祖母で焼肉を食べに出かけました。料理が運ばれてくる中、祖父が母にこのレモンは何に使うの？と聞きそれに母が、塩のお肉につけて食べるとおいしいよと答えました。ですがその一分後、そのまた一分後、同じ質問が続きました。ふと見ると母が箸を持ったまま目にいっぱい涙を浮かべ言いました。お父さん、物忘れがひどくなったんじゃないよ、認知症になったんだよと。

楽しかった食事の場が凍りつきました。

その後、祖父は検査を受け、アルツハイマー型認知症と診断されました。少しずつ色々なことがわからなく、できなくなっていきました。私達から見ると理解できない行動が増えていきました。朝の着替えも何をどう着ればいいのかわからず、せっかく祖母が作ったご飯やおかずを何種類も混ぜてしまうようにもなりました。ふらっと外に出て行ってしまうようにもなり祖母は祖父から目が離せなくなりました。穏やかだった性格も変わり、大声を出したり暴力を振るうようにもなりました。それでも祖母は施設に入れたりせず家で自分の作ったご飯を食べさせたい、その一心で祖母も母も頑張りました。ですが二人の顔からは徐々に笑顔がなくなっていきました。祖母は毎日のように泣きながら母に電話をかけてきて、母も私たちに隠れて部屋で泣くようになりました。

そんな中迎えた私の誕生日。いつものようにその日も祖母から電話がかかってきて、母はごめんねと言い家を出ていき、父も帰りが遅く家には私一人。なんで誕生日なのに誰もいないの？もういや。そう思いました。

そんな日々が一年程続きました。祖父は自分がどんな人生を送ってきたのか、誰が自分の家族なのか、みんな忘れてしまいました。私が一番感じたのは認知症という病気が、患者さんと同じくらい、いやそれ以上に周りの人の心をむしばんでしまうということです。祖母と母の姿を見ていて、このままだと家族全員が倒れてしまう、そう思い怖くなったのを覚えています。

そんな時、助けてくれたのは、ケアマネージャーさんや近所の人達でした。デイサービスやショートステイの手配、困った時には暴れる祖父を落ち着かせてくれたり、ベッドまで運んでくれたりもしました。無知だった私達を知識や経験のある人達が支えてくれたの

です。医学の進歩により寿命が伸びれば伸びるほど認知症の患者さんは増える一方でしょう。その家族の一員として私のような若い世代の理解や役割が重要ですがそれにはあまりにも知識が足りません。県や自治体でも認知症を理解するための講座が開かれてはいますが平日の昼間で若い世代の参加はほとんどみられていないようです。一番の良い方法は学校での教育の一環として取り入れることではないでしょうか。交通教室や救命教室のように興味や関心を持つ機会が必要なのです。どんな病気なのか、患者さんにはどう接すればいいのか、どんな支援が受けられるのか。一人一人がより多くの知識を持つことで患者さんと、それを支える家族の生活も、患者さんの最後の時の迎え方も大きく変わるに違いありません。その時になってからでは遅すぎるのです。認知症をしっかりと理解し、患者さんと家族が共倒れではなく二人三脚で暮らせる第一歩を踏み出すのが今日です。

「じいじ私のこと覚えていますか？覚えていないかもしれないけどじいじとの思い出や過ごした時間私はちゃんと覚えているよ。」

重要課題1

有害環境への適切な対応



最重点課題

インターネット利用における

こどもの性被害等の防止



重要課題2

薬物乱用対策の推進



重要課題3

不良行為及び初発型非行等の防止



重要課題4

重大ないじめ・暴力行為等の

問題行動及びその被害への対応



重要課題5

再非行(犯罪)の防止

